

議 案 第 26 号

松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙
のように定める。

平成27年12月4日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

住民基本台帳法の改正に伴い、平成28年1月1日以降における本市の住民
基本台帳カードの取扱いに係る経過措置を設けるため。

松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年松戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は、」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第19条の規定による改正前の」を加え、「法」を「改正前の住基法」に改める。

第2条中「法」を「改正前の住基法」に改め、「の各号」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項第2号のサービスは、規則で定める住民基本台帳カードを有する者に限り提供する。

第3条中「前条各号」を「前条第1項各号」に、「交付する」を「交付した」に改める。

第4条第1項及び第5条中「第2条各号」を「第2条第1項各号」に改める。

第2条 松戸市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「利用手続等」を「利用者等」に改める。

第3条中「住民基本台帳カード」の次に「（規則で定めるところにより、同項各号に掲げるサービスに必要な情報が記録されたものに限る。）」を加える。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年4月1日から施行する。